

第3次長久手町行政改革大綱

本町では効率的な行財政運営にこれまで努めてきたが、子育て世代を中心として人口が増え、住民の考え方や生活の面においても都市的な社会へと変わる中で、行政へのニーズは多様で高度になりつつある。

このような変化を踏まえて充実したサービスを住民に提供していくとともに、引き続き効率的な行政の推進を図る。

1. 長久手町行政改革の基本方向

(1) 行政サービスについて住民の理解と満足を高める

豊かで安全な住民生活を実現するため、サービスの品質を向上するとともに、サービスについて情報公開や住民ニーズの把握に努めるなどサービスの改善を積極的に行う。

的確な方法による情報の積極的な提供

評価システムの整備による、住民に見える形の業務改善・見直しの推進

(2) 社会の変化に迅速で柔軟に対応する

行政経営の自律が求められる状況の中で、多様化するサービス要求や新たに起こる行政課題について迅速かつ柔軟に対応するため、職員の資質を高めるとともに、これまでの慣例にとらわれることなく限られた経営資源を十分に生かす組織体制を整備する。

経営目標の明示による職員の業務意欲の向上

職場環境の改善や適正な職員配置を通じた業務の円滑化・効率化

優れた人材の計画的な採用や職員研修などを通じた実務能力の向上

必要に応じた外部専門人材などの活用

業務を効率的に遂行する組織体制の整備

(3) 行政では取り組みにくいところを、新しい仕組みによって補う

厳しい財政事情、限られた職員数の中で、全てのサービスを従来のように行政主導で進めることには限界がある。そこで、住民の理解と協力を求め、地域づくりの目標を共有し合いながら地域の発展に協働で取り組む仕組みをつくる。また、必要に応じて民間事業者などの活力の導入を図る。

NPOなど住民活動団体との連携の推進

住民や企業などの専門的な知識やノウハウ、生活に根ざした知恵や工夫の活用

サービスの効率化や品質向上の観点に立った、業務の一部外部委託や民営化の推進

(4) 情報の共有によって住民の参画を促進する

住民の知識・情報・提案と行政が有する知識・情報を地域づくりに欠かせない知的な財産として、お互いに共有し活用する。

知識・情報・提案を共有する交流の機会や情報交流の仕組みづくり

地方自治制度に係る動向への対応

関係自治体などとの交流・連携による広域行政の推進

(5) 改革に必要な条件の整備に取り組む

多様で増大する行政需要に応じて質の高いサービスを効果的に提供するため、日頃から住民と行政が交流を深め、理解し合う関係を築く条件を整備する。

住民と行政の間を結ぶ高度情報システムの整備

住民と行政が提案を出し合う対話の場づくり

2 . 行政改革の推進方針

(1) 適正で効果的な業務の推進

1) 業務の整理

廃止・縮小・統合すべき事務・事業

行政評価システムを導入し、事務事業の廃止・縮小・統合の必要性を評価する。

新たに必要な事務・事業

少子高齢化や国際化、住民との協働などに対応する事務事業について、行政評価システムによる実効性などの評価を踏まえて新たな事業を検討する。

2) 業務の改善

改善すべき事務・事業

行政評価システムによって住民ニーズの動向と業務の目的や内容を総合的に見直し、実務の円滑な実施に向けた改善活動を実施する。

各種住民活動団体の自立支援

活動を支援する団体に対して、住民の参加状況などを踏まえながら運営の自立や活動の活性化を促す。

3) 効率的な業務推進

事務処理の効率化

関連業務との事務処理などの統合や連携の強化、決裁区分の見直し、手続きのマニュアル整備、各種情報システムの活用などに取り組む。

事務・事業の改善

電子決裁や電子入札の導入を進めるなど、事務事業の改善を図る。

経費の適正化

サービスの特性に対応した効率的な勤務体系の導入や諸手当の改善など総合的に見直す。

(2) 円滑で効率的な組織機構

1) 組織機構の改善

円滑で効率的な組織機構

入札・契約事務の一元化などの見直しを行うなど、組織機構を改善する。

人材の適材適所への配置

職員の能力や資格の活用に配慮した職員の配置に努める。また、少子高齢化や国際化など社会の変化に対応する職員の適正な配置に取り組む。

職員配置・事務の配分や分担の適正化

業務の専門性やサービスの特性を踏まえて、事務配分やサービス実務の分担に取り組む。

臨時職員の配置と管理の適正化

業務の円滑な実施に欠かせない臨時職員について、雇用の基準を明確化し、管理体制の強化を図る。

2) 組織内の連携改善

課、施設間の連絡調整・情報交換について

本庁舎と出先の施設、各部署の日常的な連絡調整を円滑に行うため、高度情報ネットワークを整備し、活用を図る。

職場環境の改善

執務の特性に適したサービス環境や人権に配慮した執務環境を整備し、事務効率の向上や経費の節減を図る。

3) 住民ニーズへの対応

住民生活の変化、要求への対応について

家庭や地域で懸念される諸問題に迅速に対応するため、組織を横断する連絡調整の効果的な仕組みを創る。

住民と行政の関係

住民の求めに速やかに対応するため、窓口のネットワーク化など業務体制の改善に、より一層取り組む。

4) 広域化の推進

近隣市町と密接な調整を図りつつ消防業務の広域的な運用について、実現に向けた検討を進める。

5) 人事制度の改善・整備

職員の男女共同参画の推進

増加する女性職員の能力を十分に活用するため、国の方針に応じた目標を定め、相応しい人材の管理職登用を促進する。

家庭生活との両立支援

職員の育児休業、介護休暇などの利活用を促す環境を整備する。

人事評価の推進

仕事に対する意欲をより向上させるため、業務への貢献や遂行能力に応じて職員を処遇する新たな人事評価の導入を図る。

(3) 適正な外部委託、補助金・使用料金などの見直し

1) 各種の補助金などの見直し

各種補助金・負担金の見直し

過去の実績や慣例にとらわれることなく補助金や負担金の取扱について見直しと共に各種団体などに対して事業費補助への変更を検討する。

使用料金の見直し

各施設の使用料金について管理運営コストなどを踏まえた見直しを行い、適正な料金にする。

2) 外部委託の適正活用

外部委託に相応しい事務・事業

施設の管理や修繕業務などの効率的な外部委託について検討する。

外部委託費について

事務事業の外部委託の見直しと改善を行政評価システムなどの活用を通じて推進する。

(4) 公共施設の管理運営の見直し

1) サービスの改善

サービスの改善

施設の利用に係わる利用申請を一元化するなど、サービスの改善を図る。

住民ニーズの変化への対応

子育てに係わるニーズの変化に対応した保育サービスの充実を図ることや高齢化が進むことへの対応など、住民生活の変化に柔軟に応える運営管理に取り組む。

住民と行政の関係

来庁される住民の特性を踏まえて子育て世代や高齢者、障害者、国際化に配慮した庁内環境、施設・設備の充実を図る。

2) 管理運営体制の見直し

指定管理者制度の施行を踏まえて、管理運営の民間委託について検討する。

3) 広域的活用の推進

近隣市町と密接な調整を図りつつ、図書館など施設の相互利用について推進に向けた検討を行う。

(5) 住民参加・情報公開への対応

1) 住民との協働の推進

住民との「協働」

行政との協働に向けた住民の動向を踏まえながら、住民との協働活動・情報交流を担う総合的な部署の確立を図る。

地域活動

自治会などの住民活動と連携しながら、地域の生活課題に共同して対応する。

2) 広報・広聴体制の充実

広報紙などに加えて行政のホームページなどを活かした広報・広聴体制の充実を図るとともに、住民サービスについての情報提供を充実する。

(6) 電子自治体の推進

1) 住民サービスの改善

施設などの利用手続きを便利で簡易なものにするため、情報の検索や利用予約が円滑に行える高度情報システムの整備に取り組む。

2) 情報管理体制の強化

業務の効率化を支援する情報担当者を配置し、住民情報などの厳格な保全

と管理を担う情報担当部署の強化を図るなど電子自治体の実現に取り組む。

3) 職員の対応能力の向上

高度情報システムの特性と機能の周知、情報端末などの操作の習熟を図るなど、電子自治体に対応する業務能力の向上に取り組む。

(7) 人材育成・確保について

1) 職員研修の充実

社会構造の変化に対応した感性や政策形成能力、創造的能力を養うなど、職員の意識や能力を向上させる研修を行う。また、現在の研修内容の見直しを行う。

2) 人材の育成・確保

多様化する住民ニーズに対応するため、企画立案能力や語学など様々な能力開発に努め、優れた人材の育成・確保に努める。

(8) 議会の改革

無駄を省いた効率的な議会運営を遂行するため、議会内部で改革組織を立上げ、慣例、慣習などにおける改革項目の点検及び洗い出しを行い、個別課題に取り組む。